

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和6年7月31日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 伊 藤 明 彦

同 浅 野 弥 史

行 第 14 号
令和6年7月18日

山 形 市 監 査 委 員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和5年度包括外部監査「生活衛生に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書
令和5年度包括外部監査「生活衛生に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
77	意見	(家庭系ごみの削減方法について) 家庭時間が増えるという新しいライフスタイルが定着した市民にごみ減量を訴えかけるために、実践力のある市民団体とより連携を強固にしたり、SNSの利用や市民に影響力のある有名人を起用したりして、新しいライフスタイルに合わせたごみ減量化の情報提供に期待したい。	環境部	ごみ減量推進課	これまで同様に、さんあ〜る、LINEやフェイスブック等を活用し、ゲスト招聘のある環境展の告知や、その他イベント情報を随時発信していくとともに、さんあ〜るのアプリ内で雑がみの出し方などのごみ減量ワンポイントコーナーを令和6年5月より掲載し、日常生活に活かせるごみ減量のポイントを月2回定期的に情報提供している。
89	意見	(家庭系ごみのリサイクルの推進について) 家庭系ごみのリサイクルの方法のひとつであるスーパー等における店頭回収について、市のホームページでの情報発信方法として、店舗ごとの品目の一覧を作成し頻度の高い情報のアップデイトを行うとともに、山形市公式LINE等の情報提供媒体の拡大を検討されたい。	環境部	ごみ減量推進課	山形県でホームページに公開している県内スーパー等店舗ごとの回収品目一覧を、ホームページ(令和6年1月)、LINE(令和6年6月)及びさんあ〜る(令和6年6月)にリンク掲載した。今後も定期的に掲載し、他のごみ減量・リサイクルと同様に情報提供を図って行く。
128	指摘事項	(パスワードの未更新について) 証紙受発注管理システムにログインする際に、IDとパスワードが求められる仕様となっているが、IDとパスワードを複数担当で共有しており、パスワードが長期間未更新となっていた。「山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」は、複数の職員等で共用するパスワードは毎年度変更しなければならない旨を定めている。	環境部	ごみ減量推進課	令和5年度から、山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順に従い毎年度更新を行うこととした。
128	意見	(ID及びパスワードの共用について) 証紙受発注管理システムにログインする際に、IDとパスワードが求められる仕様となっているが、IDとパスワードを複数担当で共有しており、IDとパスワードを担当者別に発行せず共有することの適否について検討されたい。	環境部	ごみ減量推進課	令和5年度から、IDとパスワードを担当者別に発行した。 今後も、山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順に従いシステムの運用を行う。
139	意見	(発火事故発生時の費用負担の明確化について) ごみ処理施設(立谷川リサイクルセンター)での発火事故の発生件数が急増している状況では、ごみ処理施設機能に致命的なダメージを与える火災が発生し多額の費用負担が生じる可能性は低くはない。その際の費用負担方法を明確に規定で定めておかなければ、実際の費用負担の際に構成市町間で費用負担の調整が難航し修繕に多大な時間がかかるおそれがある。 搬入割合で修繕費を負担する場合、搬入量が圧倒的に多い本市が多額の費用負担をすることになるため、明確に規定で定めておくことを検討されたい。	環境部	ごみ減量推進課	意見の内容について再度確認したところ、修繕費用の負担割合は、山形広域環境事務組合分担金条例において、構成市町の搬入割合により負担することと定めている。 なお、立谷川リサイクルセンターでは、令和4年度から5年度にかけて、ごみビッド防災設備更新工事(発火監視カメラ、自動放水銃設備等の更新)など火災に対する対応を行っており、今後も火災予防や初期消火対策について山形広域環境事務組合や構成市町と協議していく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
145	指摘 事項	(賃貸土地の実態と契約書及び公有資産台帳との不一致について) 山形広域グリーンセンター(沼木)へ賃貸している土地について、地籍調査の成果に基づき合筆が行われたが、賃貸借契約書上では、合筆前の情報が記載されている。また、財産異動報告も遅延しており、公有資産台帳に正しく反映されていない。 土地の実態と契約書の内容及び公有資産台帳の内容を一致させるべきである。	環境部	ごみ減量推進課	次期契約(令和6年度)に合わせ、土地の実態と契約書の内容及び公有資産台帳の内容を一致させた。(令和6年4月1日付契約更新時)
152	指摘 事項	(請求日の記載漏れについて) 請求書に請求日の記載がなく、文書の不備が確認された。電子決裁での事務処理を推し進めている市において、公文書の管理はより一層適切かつ慎重に行う必要があるため、請求日の記載漏れ等のような公文書の不備がないように庁内での周知徹底を行うべきである。	会計管理者補助 組織	会計課	請求書の記載漏れ等について、公文書における不備がないよう十分に注意し取り扱いを行うよう、令和6年3月19日付「財務伝票起票時等の留意点について(通知)」において全庁あてに通知し、周知徹底を行った。
188 190	意見	(年度の業務完了報告書の仕様書への追加について) 実際には年度の業務完了時に委託業務完了通知書兼検査報告書が提出されているが、仕様書には年度の業務完了後の報告書の提出が規定されていない。 仕様書にも年度の業務完了後の報告書の提出を要する旨を記載されたい。	商工観光部	観光戦略課	令和6年度の仕様書において年度の業務完了後の完了報告書提出について記載した。
203	意見	(資源物引取事業所での資源物回収事業の周知活動の徹底について) 資源物引取事業者が15か所(令和5年7月1日時点)ある状態で、持込み回数が概ね月に30回に満たない状況では、当該取組みが広く周知されているとは言い難い。市報や公式LINE等により、当該取組みの周知を推進されたい。	環境部	ごみ減量推進課	市民団体発行の情報誌「シン・もったいないマップver.7(改訂版)」掲載(令和6年2月発行)に加え、ごみ分別アプリさんあへる掲載(令和6年6月)、市公式LINE掲載(令和6年6月)を行った。また、市報(令和6年8月15日号予定)での周知予定である。
212	意見	(事業系廃棄物減量等計画書の様式について) 平成30年に作成した「山形市一般廃棄物処理基本計画(前計画)」において実施することになっていた事業系廃棄物の減量についての「他事業所の取り組み事例等の情報提供」は、共有すべき事由がなかったということで実際には行われていない。 事業系廃棄物減量等計画書の現在の記載欄は詳細な情報を記入できるほどのスペースが確保されていない。計画書の様式が、共有すべき有益な情報が得られる体裁になるよう検討が必要である。	環境部	ごみ減量推進課	令和6年度から、事業系廃棄物減量等計画書の様式について、事業所の取り組んでいる減量等の具体的な方法欄のスペースを拡大し、取り組み事例の詳細を記入できるよう別紙を作成しスペースを設けた。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
236	意見	(「メルカリShops」での出品対象品の拡充について) 山形市の公立高校である山形市立商業高等学校は、株式会社メルカリ及び株式会社ソゾウとの間で締結した地方創生の推進に係る学校教育プログラムを活用し、地元企業と共同で商品開発した菓子を、市の「メルカリ Shops」にて令和5年11月7日から12月12日までの期間限定で出品販売している。熊本県熊本市の公立高校において、高校生自らが学校で不要となっている備品等を発掘・選定し、同市の「メルカリShops」で販売する取り組みが全国初の取り組みとして報道されているが、山形市立商業高等学校においてさらなる「メルカリ Shops」の活用を図るため、熊本市の高校と同様の取り組みの導入も検討されたい。	環境部	ごみ減量推進課	山形市立商業高等学校では、メルカリとの教育プログラムを、地元特産品を活用した商品開発とその販売実習を体験するための取り組みと位置づけているため、不要品の販売等は想定していない。また、学校の不要備品については、校舎新築に伴う移転の際に、すべて処分している。 山形市立商業高等学校の学校不要備品が出た際は、小中学校での不要備品と同じくごみ減量推進課でメルカリShopsに出品し、リユースに繋げる。
241	意見	(こでん里帰りプロジェクトと市の公式LINE及び「さんあ〜る」の連携について) 小型家電は、「山形市小型家電リサイクル事業(こでん里帰りプロジェクト)」の対象になる品目も多いと考えられる。市の公式LINEや「さんあ〜る」で検索した際に、当該事業の対象品目になりうるものは、検索結果にその旨も表示されるよう検討されたい。	環境部	ごみ減量推進課	令和5年10月時点で、対象46品目の検索結果に「こでん里帰りプロジェクト」の表示をするよう設定していましたが、一部品目に表示されないものや、新たに対象品目の追加があり、令和6年6月に修正した。(計66品目)
257	意見	(ごみ出し支援事業の周知活動の徹底について) 市の高齢単独世帯数や要介護(要支援)認定者数に対して、利用実績が少ないと考えられる。住民の中でも支援サービスの主たる利用者として想定される層に対して確実に必要な情報が届くよう、周知活動を徹底されたい。	環境部	ごみ減量推進課	ごみ出し支援事業は、現在、市ホームページや障がい者福祉のしおり等へ掲載し周知を図っているが、新たに高齢者がいる世帯や包括支援センターに配布する「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」(令和6年5月末配布開始)に事業内容を掲載し、周知を図っている。
257	意見	(ごみ出し支援事業の対象者の例外規定の明示について) ごみ出し支援事業実施要綱において、対象市民については市長の権限による例外規定を設けているが、市のホームページ上での当該事業の案内では、例外規定が明示されていない。当該事業の推進の際には、対象市民の例外規定も明示して周知活動を行われたい。	環境部	ごみ減量推進課	ごみ出し支援事業の対象者の例外規定については、令和6年2月に、市ホームページの当該事業「支援を受けることができる方」の欄に、「その他、特別な事情がある場合は対象になる場合があります。」と掲載し、例外規定に係る周知を行った。